

プログラムの具体化に向けた論点

先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム

文部科学省

項目

- 先導的ITスペシャリストとしての育成人材像
- 拠点の形態
- 対象とする拠点構想
- 拠点数及び財政支援規模
- 選定方法
- 選定に係る評価項目及び審査基準

先導的ITスペシャリストとしての育成人材像

- 我が国の産業競争力の強化を担う、理論と実践力を兼ね備え、かつ、先見性と独創性を併せ持つ世界最高水準のソフトウェア技術者。
- ソフトウェア、ハードウェア、情報通信システムなどの幅広い基礎知識の上に、産業界のニーズも見通したソフトウェアに関する実践的教育を行うことにより、短期的に企業の要求に応え得る人材ではなく、中長期的に活躍できる人材。
- オペレーティングシステム(OS)、組込み系ソフトウェア、情報セキュリティなどの様々なソフトウェア技術に関する知識やそれを駆使する能力を備え、さらにプロジェクトマネジメントの重要性についても十分理解できる人材。
- 多様なユーザ要求を理解でき、大規模な情報通信システム構築をリードする資質を備えた人材

拠点の形態

- 大学院(修士課程(博士(前期)課程を含む))を核に、民間企業、他大学等と有機的に連携することにより、人的・物的資源を集約し、カリキュラムの策定、教育の実施等を行うシステムとする。
- 直接的な支援対象機関は大学院とする。また、民間企業及び他大学等(大学共同利用機関、国立試験研究機関、独立行政法人を含む)との連携を必須の要件とする。

対象とする拠点構想

- 対象とする拠点構想は、計画段階（申請段階）から以下の要件を満たすものとする。
 - ① 民間企業及び他大学等との有機的な連携により、新しい教育体制及び教育内容・方法を整え、世界最高水準を目指した教育を行い得るものであること。
 - ② 教員の派遣、施設設備の提供等各種の協力について、民間企業及び他大学等から明確なコミットメントを得ているとともに、協力内容が明らかになっていること。
 - ③ 育成する人材について、特にどの技術に重点を置くのか、またはどのような能力を発揮できる人材を目指すのか、優れた特徴を有するものであること。

対象とする拠点構想

- ④ 拠点において育成する学生数は、1学年当たり20名以上であること。
- ⑤ 4年間の事業期間終了後、自立的かつ発展的な運営が行われることを前提とした上で、事業期間を含む10年間の運営計画が明らかになっていること。なお、学部課程及び大学院博士後期課程における教育との一貫性・接続性(学部及び博士後期課程のカリキュラムの見直し等)についての考え方も明らかになっていること。
- ⑥ 学長のリーダーシップの下、大学全体として拠点の形成・運営について十分な理解と協力が得られる関係が構築されていること。
- ⑦ ファカルティ・デベロップメント体制が明らかになっていること。

拠点数及び財政支援規模

- 採択は4拠点数程度、特に優れたものを精選して行う。
- 財政支援(補助金)の規模は、1拠点数あたり年間1億円程度とする。

選定方法

- 先導的情報通信人材育成推進委員会（以下、委員会という）において選定する。

（審査の流れ）

委員会委員による書面審査



書面審査結果を踏まえ、委員会の合議によりヒアリング（面接審査）候補を決定



委員会によるヒアリング



書面審査結果及びヒアリング結果を総合し、委員会の合議により採択拠点を決定

選定に係る評価項目及び審査基準

- 以下の評価項目について審査する。
 - 拠点構想
 - 連携体制
 - 人材育成計画
 - 教育内容・方法の妥当性・将来性
 - 指導体制
 - 波及効果
 - 拠点の運営体制、責任体制
 - 事業期間終了後の方針
 - その他

選定に係る評価項目及び審査基準

- 拠点構想

- 拠点としての目標、特徴等、コンセプトが明確であり、かつ、高度なソフトウェア技術者育成のために有効なものであるか。
- 現状におけるソフトウェア技術者育成に係る教育上の課題を明らかにした上で、執るべき対応策が明示されているか。
- 中核機関は、育成対象とする分野において、教育研究等において高い実績を有しているか。

選定に係る評価項目及び審査基準

● 連携体制

- 産学の連携体制が明らかになっているか。特に、産業界の積極的な協力が得られる構想となっているか。
- 大学間の連携体制、内容、連携する目的が明らかになっているか。
- 拠点を形成する機関間の責任体制・役割分担が明らかになっているか（中核機関、連携機関がそれぞれ共通の目標の下にそれぞれの有するポテンシャルを最大限活用しつつ明確な責任・役割分担で効果的に拠点の形成を行う体制となっているか。連携機関からの明確なコミットメント（指導教員の質や人数、教育施設設備等）が示されているか。）。
- 知的財産権を含む研究成果の取扱いの方針や機密情報保持のための方策は明らかになっているか。

選定に係る評価項目及び審査基準

● 人材育成計画

- 目標とする育成人材像並びに到達レベル及びその評価手法が明確に示されており、かつ適切か。
- 現状の課題が適切に分析され、その結果として効果的な人材育成方法が導かれているか。
- 教育内容・方法、教材の作成など人材育成手段が明確になっているか。

選定に係る評価項目及び審査基準

- 教育内容・方法の妥当性・将来性
 - 拠点で行われる教育内容・方法は、国際的な動向、水準に照らし妥当なものか。
 - 中核機関及び連携機関におけるこれまでの実績等に照らし、教育内容・方法は実現可能な適切なものか。
 - 中長期的な視点から見て、先導的な人材育成として相応しい分野、教育内容であるか。

選定に係る評価項目及び審査基準

● 指導体制

- 指導体制は教育内容・方法に照らして十分な能力を有する最適な者で構成された陣容となっているか。
- 教員が最先端技術に実際に関わり、教育に適用する体制を作るなど、ファカルティ・デベロップメントの体制が明確になっているか。

● 波及効果

- 提案された構想は、他の機関における取組みに資するような波及効果の期待できるものか。
- 我が国における産学協働による教育拠点のモデルとなることが期待されるか。

選定に係る評価項目及び審査基準

- 拠点の運営体制、責任体制
 - 拠点の責任者は拠点運営のために必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
 - 拠点運営に必要なマネジメント体制(運営委員会の設置等)は適切なものとなっているか。
 - 学内関係部局の支援体制が明確になっているか。
- 補助期間終了後の方針
 - 補助期間終了後、構築した拠点を自立的に維持、運営、発展させるための方針及び計画が明確に示されているか(事業期間を含む10年間の方針及び計画を明示。なお、学部課程及び大学院博士後期課程における教育との一貫性・接続性についての考え方も明示)。

選定に係る評価項目及び審査基準

- その他
 - 事前に入念な準備が行われているか。